

不当な取引行為の指定の変更について

1 不当な取引行為について

- 「広島市消費生活条例」(平成19年4月1日施行)において、消費者を欺くような方法を用いるなど、事業者の取引行為で市長が不当であると指定するものを「不当な取引行為」(8つの類型)として禁止。(第16条)
⇒「不当な取引行為」に当たると認められるときは、是正指導・勧告や事業者名の公表などを行うことにより、消費者の被害の発生や拡大を防止。(第17条, 第18条, 第19条)

2 変更の理由

- (1) 民法の改正(令和2年4月1日施行)
 - 「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に改められた。
- (2) 特定商取引に関する法律の改正(令和4年6月1日施行)
 - 消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、令和3年6月に「特定商取引に関する法律」(以下「特商法」という。)が改正され、令和4年6月1日に施行された。
 - この改正では、消費者利益の擁護増進のために、クーリング・オフの通知について、電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能にするなどの規定の整備がなされた。

3 不当な取引行為の指定(市長告示)の変更内容の検討

- 条例第16条第1項第4号に該当する行為のうち、不当な免責条項を定める契約を指定する部分について、「瑕疵担保責任」を「契約不適合責任」に改める規定の整備を行う。
- 条例第16条第1項第7号に該当する行為のうち、書面によらないことを理由とするクーリング・オフの妨害を指定する部分について、電磁的記録による方法を加える規定の整備を行う。

資料2 「広島市消費生活条例第16条第1項に規定する不当な取引行為の指定」新旧対照表

資料3 広島市消費生活条例第16条第1項に規定する不当な取引行為の類型及び指定の変更(案)